

社会福祉法人恵愛園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵愛園の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 継続かつ定期的に就業する役員等の月次報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、別表1に定める支給基準額を評議員会にて決定し、各人に支給する。

2 賞与の額は、1事業年度において月次報酬の4、75ヶ月分を超えない範囲で評議員会で決議する。

3 1項に該当しない役員等が理事会、評議員会に出席したとき、その他法人業務に携わったときは別表2に定める報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、次のとおりにする。

(1) 第3条1項の役員等については、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、翌月10日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関に振り込む方法により支払う。

(2) 第3条3項の役員等については、その都度現金にて支払う。

2 報酬の支払額は源泉所得税額を控除した額を支払う。

(傷病見舞金)

第5条 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表3に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第6条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表3に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第7条 役員等が死亡したときは、別表4の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第8条 役員等の親族等が死亡したときは、別表5に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

附 則

この規程は、平成28年3月19日より適用する。

別表 1

号俸	支給基準額
1号俸	月額 50,000円
2号俸	月額 100,000円
3号俸	月額 150,000円
4号俸	月額 200,000円
5号俸	月額 250,000円
6号俸	月額 300,000円
7号俸	月額 350,000円
8号俸	月額 400,000円
9号俸	月額 450,000円
10号俸	月額 500,000円
11号俸	月額 550,000円
12号俸	月額 600,000円
13号俸	月額 650,000円
14号俸	月額 700,000円
15号俸	月額 750,000円
16号俸	月額 800,000円
17号俸	月額 850,000円
18号俸	月額 900,000円
19号俸	月額 950,000円
20号俸	月額 1,000,000円
21号俸	月額 1,050,000円
22号俸	月額 1,100,000円
23号俸	月額 1,150,000円
24号俸	月額 1,200,000円
25号俸	月額 1,250,000円
26号俸	月額 1,300,000円
27号俸	月額 1,350,000円
28号俸	月額 1,400,000円
29号俸	月額 1,450,000円
30号俸	月額 1,500,000円

別表 2

	報 酬 (日額)	実 費 弁 償 費 (日額)
理事会・評議員会出席報酬等	8, 9 0 9 円	2, 2 2 7 円

別表 3 見舞金

区 分	支給基準額
傷病見舞金	① 私傷病見舞金 1 0, 0 0 0 円 ② 業務上の傷病による見舞金 3 0, 0 0 0 円
災害見舞金	被害の程度により 1 0, 0 0 0 円以上 5 0, 0 0 0 円以内

別表 4 弔慰金

対象者	支給基準額	備考
理事長	1 0 0, 0 0 0 円	弔電・生花
専務理事・常務理事	6 0, 0 0 0 円	
その他の役員等	4 0, 0 0 0 円	

別表 5 香華料

対象者	支給基準額	備考
配偶者	3 0, 0 0 0 円	弔電・生花
父母	1 0, 0 0 0 円	
配偶者の父母、義父母	1 0, 0 0 0 円	
子	3 0, 0 0 0 円	
祖父母	1 0, 0 0 0 円	弔電
兄弟	1 0, 0 0 0 円	